

改正内容

◎改正主旨

これまでに策定した、「基本計画」(R1.9)、「基本方針」(R3.12)や令和5年度に実施した調査・検討の成果を踏まえながら、民間活力の活用と市場機能の充実という観点から、「基本方針」を改正する。

◎主な改正点

- 「賑わいエリア」の施設整備・運営は民間活力を可能な限り活用する。
※民間による独立採算での整備・運営が基本
- 「賑わいエリア」には、一般消費者向けだけでなく、市場の機能強化、活性化に資する施設についても、市場の魅力向上につながり、賑わい創出にも寄与することから、整備を可能とする。
- 「市場エリア」と「賑わいエリア」を一括して発注・整備するのではなく、「市場エリア」を先行して整備し、その整備中に、「賑わいエリア」を整備する事業者募集を行う。
※「一括整備」から「段階的整備」に変更
※両エリアについて、親和性のある一体的な整備を行う方針は変更しない。

今後のスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 令和6年度 | 基本方針公表（7月）
市場事業者と基本協定変更（7月）
「市場エリア」の発注準備 |
| 令和7年度 | 「市場エリア」の整備事業者の公募 |
| 令和8年度 | 「市場エリア」の事業着手 |

※「賑わいエリア」は、「市場エリア」の整備期間中に、整備内容を検討し、整備事業者の公募を行う。

基本方針（改正後）の概要

①基本的な考え方

食の流通拠点としての機能を備え、奈良県民の食の安全・安心を確保する「市場エリア」と、市場の機能や立地を活かし、地域の賑わいを創出する「賑わいエリア」について、親和性のある一体的な整備を行う。

②市場機能の高機能化・効率化等（市場エリア）

市場機能の高機能化、効率化を行うことで、食の流通拠点機能を充実させ、持続可能な市場を目指す。

- ・市場施設のコンパクト化、物流動線の整理や業務の共同化等
- ・閉鎖型施設や全天候型施設の導入
- ・H A C C Pの考え方による衛生管理やコールドチェーン化

③「食」を通じた地域の賑わい拠点創出（賑わいエリア）

「市場エリア」との連携による「食」と親和性の高い一般消費者向けの賑わいを創出する。また、食品加工機能や物流機能を有する施設等、市場機能の強化、活性化に資する施設についても、市場の魅力向上につながり、賑わい創出にも寄与することから、整備を可能とする。

④中央卸売市場を核としたまちづくり・周辺施設等との連携

- ・市場を地域の個性や魅力を再構築するための核となる拠点と位置づける。
- ・周辺施設、近隣の宿泊施設、飲食施設等との連携を検討・推進する。

⑤施設整備の手法等

官民連携手法の積極的活用を基本とし、「市場エリア」と「賑わいエリア」の親和性のある一体的な整備を念頭に置きながら、先行して「市場エリア」を整備する事業者募集を行う。「市場エリア」の整備中に、「賑わいエリア」の整備手法を検討し、「賑わいエリア」を整備する事業者募集を行う。

⑥中央卸売市場の再整備の実施主体と再整備後の運営

- ・「市場エリア」については、県で整備を行い、県は土地・建物その他の施設を保有し、市場事業者等に使用を認める。
- ・「賑わいエリア」については、民間事業者による独立採算での整備を基本とし、整備する施設や整備手法に応じて施設保有形態や運営手法を決定する。

⑦市場事業者団体との協働

再整備を円滑に推進するため、県と市場事業者団体等との間で令和3年12月に締結した「中央卸売市場再整備に関する基本協定」を基本方針の改正に伴い、変更する。